

一般社団法人和歌山県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）との連携協定を締結しました。

農用地利用最適化の推進が必須業務となった農業委員会のネットワーク組織である和歌山県農業会議と連携し、担い手の経営規模の拡大、農地の集約化等、農用地利用の効率化及び高度化により、生産性の向上と地域農業の活性化を図るため、平成29年11月1日に連携協定を締結しました。

今後、農地中間管理事業による農地の貸借を行う当農業公社と連携して下記について、取り組んでいくこととしています

【連携内容】

- 農地中間管理事業の周知と活用の働きかけ
- 定期的な情報提供・意見交換
- 農地利用最適化推進委員が行う農地情報の掘り起こし等への支援と情報提供



農地中間管理事業による農用地の流動化の促進に関する協定書

公益財団法人和歌山県農業公社（農地中間管理機構。以下「甲」という。）と一般社団法人和歌山県農業会議（農業委員会ネットワーク機構。以下「乙」という。）は、和歌山県及び農林水産省を立会人として、農用地利用の効率化及び高度化を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、担い手の経営規模の拡大、農地の集約化等、農用地利用の効率化及び高度化により、生産性の向上と地域農業の活性化を図るため、甲が実施する農地中間管理事業の活用を促進することを目的とする。

（事業の促進）

第2条 甲は、農地中間管理事業をさらに促進させるため、農業経営の規模縮小及び確農を検討している農地所有者等に対し、その事業の周知徹底に努めるとともに、農地利用の最適化の推進が必須業務となった農業委員会のネットワーク組織である乙と協力し、地域農業の担い手に活用を促すよう努力する。

（取組事項）

第3条 乙は、甲が行う農地中間管理事業の取組を支援するため、甲と連携し次に掲げる事項に取り組むこととする。

- (1) 農地集積・集約化に関して、相互に定期的な情報提供を行うとともに、意見交換を行い、一体的な推進に努めること。
- (2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、本事業及び最適化推進の周知と理解促進に努めること。
- (3) 農業委員会が取り組む農地の出し手と受け手の掘り起こし等のため、甲と連携し地域の農地や担い手に関する情報を提供すること。
- (4) 農用地の遊休化、分枝錯綜の解消に向け、地域における担い手農業者や農業法人等との調整や協議に協力すること。
- (5) 地域の農用地の集積・集約化及び新規参入のための各種事業の推進に協力すること。
- (6) 上記に掲げる事項に取り組むことを通じて、効率的な農用地の利用が進められるよう努力すること。

（公表及び周知）

第4条 甲及び乙は、本協定の内容を公表し、各地域の自治体や関係団体に本協定の趣旨を広く周知するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。なお、甲、乙いずれかが期間満了の3カ月前までに協定を更新しない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年間を延長し、以降もこの例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲、乙双方による協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び立会人記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年11月1日

甲 公益財団法人 和歌山県農業公社
理事長 下 宏

乙 一般社団法人 和歌山県農業会議
会長 西川泰久

立会人 農林水産省近畿農政局経営・事業支援部
部長 橋本尚文

立会人 和歌山県農林水産部農業生産局
局長 角谷博史